

平成 28 年度

出資団体及び指定管理者監査報告書

一般財団法人 一庫ダム湖周辺環境整備センター

川西市監査委員

平成29年3月30日

川西市長
大塩民生様

川西市監査委員 小林 宏

川西市監査委員 岩本 吉志子

川西市監査委員 福西 勝

出資団体及び指定管理者監査報告書の提出について
(一般財団法人 一庫ダム湖周辺環境整備センター)

地方自治法第199条第7項の規定により実施した出資団体監査及び公の施設の指定管理者監査の結果は、別紙のとおりです。同条第9項の規定に基づき提出します。

出資団体及び指定管理者監査報告書
(一般財団法人 一庫ダム湖周辺環境整備センター)

1 監査の種別

- (1) 出資団体監査(地方自治法第199条第7項)
- (2) 公の施設の指定管理者監査(地方自治法第199条第7項)

2 監査の対象

対象団体 一般財団法人 一庫ダム湖周辺環境整備センター(以下、「財団」という。)

所管部局 みどり土木部 道路公園室 公園緑地課
〔監査対象年度(平成27年度) 都市整備部 まちづくり推進室 公園緑地課〕
市民生活部 生活活性室 文化・観光・スポーツ課

(1) 出資団体監査

財団における平成27年度の出納その他の事務の執行

(2) 公の施設の指定管理者監査

財団が平成27年度において指定管理者に指定されている知明湖キャンプ場の指定管理に係る出納その他の事務の執行

3 監査の期間

平成28年11月4日から29年2月14日まで

4 監査の方法

財団に対し、平成27年度における財務全般及び指定管理に関する書類の提出を求めるとともに、所管部局であるみどり土木部道路公園室公園緑地課及び市民生活部生活活性室文化・観光・スポーツ課に対し、出納関係書類及び指定管理に係る協定書等の関係書類の提出を求め、次の事項を主眼点として関係書類を調査するとともに、必要に応じて関係者から事情聴取する方法により実施した。

(1) 出資団体監査

(出資団体側)

- ・出資目的に沿った事業運営がされているか。
- ・出資関係の書類の管理及び事務手続きが適正に行われているか。
- ・出納全般に係る処理が会計基準等の諸規程に基づき適正に処理されているか。

(所管部局側)

- ・出資団体の経営成績及び財務状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。
- ・財政的支援の決定は適正に行われているか。

(2) 公の施設の指定管理者監査

(指定管理者側)

- ・関係法令・協定書・事業計画書等に則って、適正かつ効果的に施設管理業務が

履行されているか。

- ・施設管理に係る出納全般について適正に処理されているか。

(所管部局側)

- ・業務の履行確認について、指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ・指定管理料の算定及び支出方法、時期、手続き等は適正に行われているか。

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりであるが、出納その他の事務の執行について、別項の指摘事項に記載したとおり、一部、改善及び検討を要する事項が見受けられたので、適切な措置を講じられたい。

なお、指摘事項等についてはそれぞれ監査時点のものである。

(注) 本報告書における表示方法は、以下のとおりである。

- | | |
|--------------|--|
| (1) 文中の金額 | 原則、万円単位で表示し、表示単位未満の端数は切捨。 |
| (2) 表中の金額 | 原則、千円単位で表示し、表示単位未満の端数は四捨五入。従って、表内の内訳と増減・合計が一致しない場合がある。 |
| (3) 文中・表中の比率 | 表示単位未満の端数は四捨五入。 |

一般財団法人 一庫ダム湖周辺環境整備センター

1 財団の概要

(1) 名称、所在地、沿革

名称：一般財団法人 一庫ダム湖周辺環境整備センター

所在地：川西市中央町 12 番 1 号（川西市役所内）

沿革：平成 3 年 10 月 28 日 財団法人一庫ダムレイクリゾートセンター設立

平成 24 年 4 月 1 日 一般財団法人に移行

(2) 設立目的

一庫ダム知明湖及びその周辺地域の活性化及び整備に関する事業を行い、もってダム湖及びその周辺地域の環境保全と地域住民の福祉向上に寄与することを目的とする。

(3) 事業内容

定款の第 5 条に定める事業は、次のとおりである。

一庫ダム湖水敷の利用、整備及び保全に関する受託

一庫ダムの湖水敷を活用し、自然に親しむ芝生広場の整備、管理及び運営
知明湖キャンプ場の維持、管理及び運営

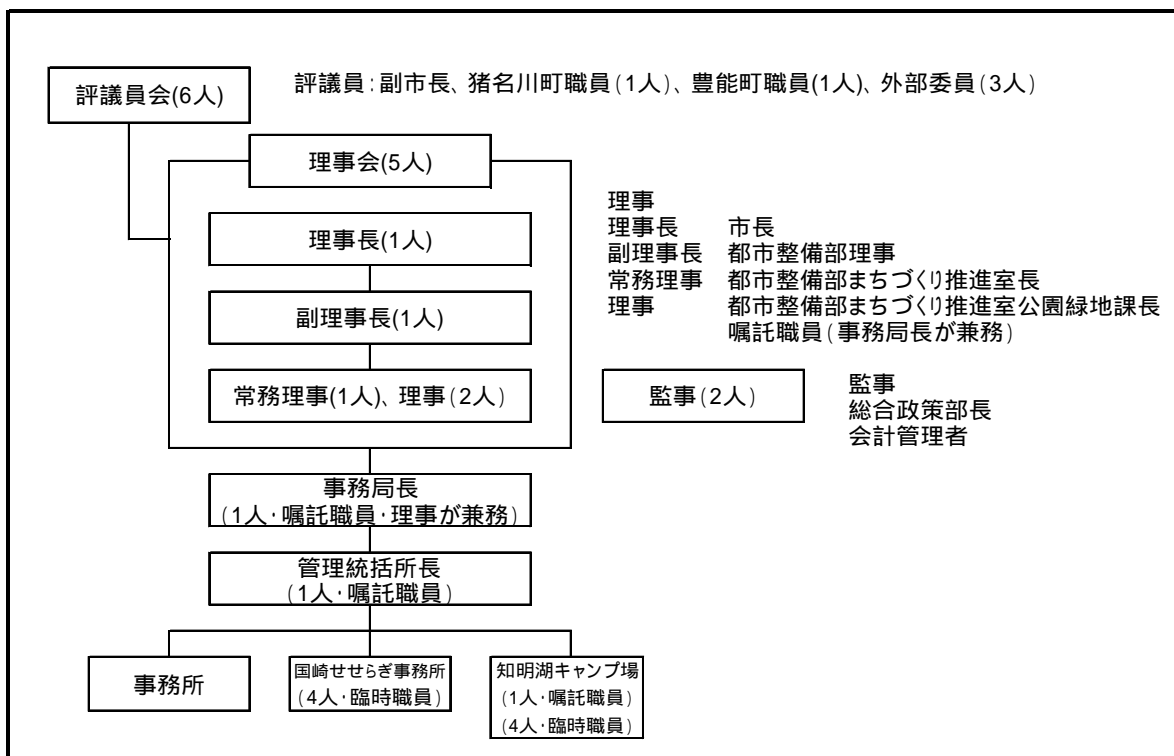
一庫ダム周辺地域において実施する地域振興事業の推進

その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(4) 組織

平成 27 年度の組織機構図（27 年 4 月 1 日現在）は、次表のとおりである。

組織機構図



組織は、最高議決機関である評議員会、業務執行の決定等を行う理事会を構成する理事（理事長、副理事長及び常務理事を含む）及び理事の職務執行を監査する監事、並びに事業実施機関である事務局で構成されている。

27年度では、評議員会が1回開催され、理事・監事の選任、決算承認の議案審議を行っている。また、理事会が4回開催され、提出議案に係る審議等を行っている。

(5) 出資状況（基本財産）

基本財産は300万円である。なお、設立時の基本財産は1億円で、川西市（以下、「市」という。）猪名川町、豊能町及び財団法人水資源協会が出捐しており、市の出捐額は6,840万円であった。平成24年度の一般財団法人への移行時に基本財産を300万円に取り崩し、当時の猪名川町及び豊能町からの借入金合計4,032万円を返済するとともに、財団の運営資金に充てた。

2 市との関係

財団と市との関係（出資状況を除く）は次のとおりである。

(1) 人的関係

上表「組織機構図」の通り、市からは、評議員として副市長が、役員（理事）として市長、都市整備部理事、都市整備部まちづくり推進室長及び都市整備部まちづくり推進室公園緑地課長が、監事として総合政策部長及び会計管理者が就いている。そのほか、平成16年4月1日付で当時の財団（財団法人一庫ダムレイクリゾートセンター）と本市職員の職務の関係について整理する目的で、当時の市土木部長から必要職員に対して、財団へ指導・助言業務にあたること職務命令として発せられている。27年度も当該職務命令に基づいて公園緑地課職員が財団へ指導・助言業務にあたることとなっているが、「組織機構図」の通り、事務所には事務職員を置いておらず、実質的には同課職員のうち1名が財団の事務を執っている（28年度からは事務所にも臨時職員を1名置いている）。

(2) 市借入金の状況

市からの借入金は、パターゴルフ場としての使用を予定していた収益施設（芝生広場）整備に係る工事資金9,500万円（借入時期：平成3～5年度）及び財団運営資金3,270万円（借入時期：平成8～14年度）の合計1億2,770万円（無利息）であるが、当年度末現在、未だその全額について返済できていない。

(3) 受託業務

当年度では、一庫ダム湖活用環境整備事業で整備された施設に係る維持管理業務を1市2町（川西市、猪名川町及び豊能町）から受託しており、全体の委託料は534万円、そのうち市負担分は395万円である。また、知明湖キャンプ場については、市から指定管理者の指定を受け指定管理料651万円を収入している。

(4) 公の施設の指定管理の状況

公の施設における指定管理者制度は、平成15年の地方自治法の一部改正（15年9月2日施行）により制度化されたもので、改正前の規定により管理委託していた施設は、施行日から3年間の経過措置期間中（18年9月1日まで）に、市直営もしくは

は指定管理者制度への移行が必要とされた。

市では、知明湖キャンプ場の管理運営業務を効率的かつ効果的に行うため、17年11月より指定管理者制度を導入しており、27年度まで財団が継続して指定管理者の指定（地方自治法第244条の2第3項）を受けている。

現指定期間は、26年度から30年度までの5年間で、非公募として選定され、27年度の指定管理料は651万円である。

3 事業概要

平成27年度における財団の事業概要は、次のとおりである。

(1) 国崎せせらぎ、龍化及び出合地区施設維持管理業務

建設省（現国土交通省）が一庫ダム湖活用環境整備事業により、国崎せせらぎ・龍化・出合の各地区に整備した施設の維持管理については、管理協定に基づいて、市、猪名川町及び豊能町が行うことになっており、当該施設の管理者である1市2町から当該施設の維持管理業務を受託している。

（業務概要）

- ・トイレ、駐車場管理業務及び除草（国崎せせらぎ広場及び芝生広場法面）
- ・施設の保守点検管理（道路上のゴミ収集及びゴミの持ち帰り啓発）
（年間受託料 534万円で、内訳は、市395万円、猪名川町74万円、豊能町64万円）

(2) 一庫ダム用地保全管理業務

独立行政法人水資源機構（以下、「水資源機構」という。）からの受託事業で、ダム湖周辺の水資源機構用地内にある一般利用施設の点検を行うとともに、ダム湖周辺の美化や不法投棄対策として巡回を実施することにより、ダム湖周辺環境の適正な保全を図っている。

（業務概要）

- ・貯水池周辺巡回等作業（貯水池周回道路等の施設の巡視、ゴミ収集及び点検）
- ・用地境界杭確認作業
（年間受託料 669万円）

(3) 知明湖キャンプ場施設及び周辺駐車場の管理運営等業務

市から知明湖キャンプ場の指定管理者の指定を受けて施設の管理運営業務を実施するとともに、同キャンプ場周辺の駐車場（ ）において環境保全目的として駐車料金を徴収している。また、これらの他、指定管理者としての自主事業として、同キャンプ場において野外料理イベントを開催している。

（業務概要）

- ・知明湖キャンプ場の施設管理、運営業務
（年間指定管理料 651万円、利用料金収入 503万円）
- ・駐車場の管理運営 （料金収入 180万円）

知明湖キャンプ場利用状況・年度比較表

区 分	単位	25年度	26年度(B)	27年度(A)	増減(A)-(B)	増減率	
指定管理受託収入	(円)	5,800,000	6,448,000	6,518,000	70,000	1.1 %	
利用者数	日帰	(人)	8,724	10,377	11,296	919	8.9 %
	宿泊	(人)	3,264	3,507	4,564	1,057	30.1 %
	合計	(人)	11,988	13,884	15,860	1,976	14.2 %
キャンプ場利用料金	(円)	3,750,050	4,153,400	5,034,700	881,300	21.2 %	

駐車場管理運営について

キャンプ場に隣接する駐車場及び黒川駐車場等について、管理運営を行った。駐車料金は 500 円/台で、27 年度からはキャンプ場駐車場のみ駐車料金を徴収している。

駐車場利用状況・年度比較表(キャンプ場のみ)

区 分	単位	25年度	26年度(B)	27年度(A)	増減(A)-(B)	増減率
徴収延台数	(台)	2,307	2,488	3,612	1,124	45.2 %
駐車場料金収入	(円)	1,153,500	1,244,000	1,806,000	562,000	45.2 %

(4) 一庫ダム周辺において実施する地域振興事業の推進

キャンプ場の PR 及び一庫ダム湖周辺の地域振興に寄与する目的で、「黒川里山祭り」「東谷収穫祭」へ参画している。

4 公益目的支出計画

財団は公益法人制度改革によって平成 24 年度に従来の公益法人から特例民法法人を経て一般財団法人に移行した(このように、従来の公益法人から一般財団法人へ移行した法人を、以下「移行法人」という。)

移行法人について、これまで公益法人として寄附や税制優遇等を受けて形成してきた財産が、一般法人に移行することによって無制限に公益以外に費消されることは適当ではないことから、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下、「整備法」という。)第 119 条第 1 項において、移行時に純資産が残っている法人は、当該純資産額を基礎として算定した額を公益目的財産額とし、これを将来にわたって実施事業を行うことにより、当該公益法人の公益目的財産額を減少させて零とするための計画(以下、「公益目的支出計画」という。)を作成しなければならないとされた。また、同法同条第 2 項第 1 号において、公益目的財産額を減少させることができる支出内容として、公益目的事業のための支出(公益目的事業、特定寄附及び継続事業の赤字額)と定められており、財団は、国崎地区において整備された芝生広場を整備、管理及び運営する事業を公益目的支出計画の対象となる事業として経理し、当該事業の赤字額を公益目的支出額として計算している。

財団は 24 年 7 月 6 日付で認可行政庁である兵庫県知事から公益目的財産額を 75,795,609 円(財団の 23 年度末の純資産額である正味財産期末残高と同額)で確定し、公益目的支出計画の実施期間を 11 年とする旨の通知を受けた。また、整備法第 127 条において、移行法人は、各事業年度経過後 3 カ月以内に公益目的支出計画の実

施状況を明らかにする書類である公益目的支出計画実施報告書を認可行政庁に提出しなければならない旨規定されており、財団は一般財団法人へ移行した 24 年度から毎年兵庫県知事へ公益目的支出実施計画報告書を提出している。

なお、整備法施行規則第 23 条第 1 項において、移行法人の各事業年度末日における公益目的財産残額は、当該移行法人の公益目的財産額から当該事業年度の末日における公益目的収支差額を減算して得た額とされ、同条第 2 項において、当該収支差額は、各事業年度の前事業年度の末日における公益目的収支差額に当該事業年度の公益目的支出の額を加算して得た額から、当該事業年度の実施事業収入の額を減算して得た額とされている。

財団の 24 年度以降の各事業年度における実施事業等会計に係る公益目的支出計画の実施状況は次表の通りである。

公益目的支出計画の実施状況

(単位:円)

年 度	24年度	25年度	26年度	27年度
1.公益目的財産額	75,795,609	75,795,609	75,795,609	75,795,609
2.当該事業年度の公益目的収支差額 ((1) + (2) - (3))	6,007,842	11,999,224	17,987,976	26,444,048
(1)前事業年度末日の公益目的収支差額	0	6,007,842	11,999,224	17,987,976
(2)当該事業年度の公益目的支出の額	6,007,842	5,991,382	5,988,752	8,456,072
(3)当該事業年度の実施事業収入の額	0	0	0	0
3.当該事業年度末日の公益目的財産残額	69,787,767	63,796,385	57,807,633	49,351,561

当初平成24年度の公益目的支出の額は6,259,433円として報告していたが、26年度に、24年度の実施事業等会計の事業費のうち公益目的支出の額として計上した仕入高251,591円については、兵庫県から公益目的支出の額として認められず、当該額を差し引いた6,007,842円を公益目的支出の額と訂正している。

5 会計基準及び決算概要（平成 27 年度）

一般財団法人の会計処理において従うべき会計の慣行として、公益法人会計基準があるが、公益法人会計基準のなかでも、財団は平成 24 年度の移行時から平成 20 年会計基準を採用しており、定款において、作成すべき決算書類として貸借対照表及び正味財産増減計算書を規定している。

平成 20 年会計基準では、「公益法人は、法令の要請等により、必要と認めた場合には会計区分を設けなければならない」とされており、財団は実施事業等会計、環境整備会計及び法人会計の 3 会計に区分している。

実施事業等会計は、公益目的支出計画の対象となる事業を経理する会計で、財団においては国崎地区において整備された芝生広場を整備、管理及び運営する事業を実施事業等会計で経理している。環境整備会計は、公益目的支出計画の対象となる事業以外の事業を経理する会計で、財団においては指定管理に係る事業、水資源機構及び 1 市 2 町からの受託事業等を環境整備会計で経理している。法人会計は、実施事業等会計・環境整備会計に区分できない管理業務に関する管理費やその他法人全般に係る事項を経理する会計である。

(1) 貸借対照表

貸借対照表は、当該事業年度末現在におけるすべての資産、負債及び正味財産の状態を明瞭に表示するために作成されるものである。

過去3カ年における貸借対照表（総括表：実施事業等会計、環境整備会計及び法人会計の合計）の年度比較は、次表のとおりである。

貸借対照表(総括)年度比較

(単位:千円・%)

科 目	25年度	26年度(B)	27年度(A)	増減(A)-(B)	増減率
資産の部					
流動資産	86,660	94,458	99,069	4,611	4.9
現金預金	80,655	88,528	91,716	3,188	3.6
未収金	6,004	5,931	7,353	1,422	24.0
固定資産	179,624	167,064	155,186	11,878	7.1
基本財産	3,000	3,000	3,000	0	0.0
その他固定資産	176,624	164,064	152,186	11,878	7.2
構築物	136,549	136,549	136,549	0	0.0
構築物減価償却累計額	24,858	33,686	42,513	8,827	26.2
車両運搬具	1,499	1,499	1,499	0	0.0
車両運搬具減価償却累計額	1,486	1,499	1,499	0	0.0
什器備品	1,236	1,236	1,236	0	0.0
什器備品減価償却累計額	997	1,128	1,224	96	8.5
周辺設備	-	-	681	681	-
周辺設備減価償却累計額	-	-	46	46	-
その他有形固定資産	74,999	74,999	74,999	0	0.0
その他有形固定資産減価償却累計額	10,393	13,982	17,571	3,589	25.7
電話加入権	75	75	75	0	0.0
資産合計	266,285	261,522	254,255	7,267	2.8
負債の部					
流動負債	740	2,052	2,027	25	1.2
未払金	706	2,018	1,980	38	1.9
預り金	34	34	46	12	35.3
固定負債	127,706	127,706	127,706	0	0.0
長期借入金	127,706	127,706	127,706	0	0.0
負債合計	128,446	129,758	129,733	25	0.0
正味財産の部					
正味財産	137,839	131,764	124,522	7,242	5.5
指定正味財産	3,000	3,000	3,000	0	0.0
(うち基本財産への充当額)	(3,000)	(3,000)	(3,000)	(0)	0.0
一般正味財産	134,839	128,764	121,522	7,242	5.6
負債及び正味財産合計	266,285	261,522	254,255	7,267	2.8

財団の決算書においては特定資産として表示されている

平成27年度末の資産合計は2億5,425万円で、内訳は流動資産9,906万円（普通預金2,171万円、定期預金7,000万円及び未収金735万円）及び固定資産1億5,518万円（基本財産300万円及び構築物等のその他固定資産1億5,218万円）である。

負債合計は1億2,973万円で、内訳は流動負債202万円（未払金198万円等）及び固定負債1億2,770万円（全額長期借入金）である。資産合計から負債合計を差

し引いた正味財産は1億2,452万円である。

固定資産のうち、構築物1億3,654万円(減価償却累計額を控除した帳簿価額は9,403万円)の内訳は、収益施設整備に係る芝生整備等工事費6,955万円(減価償却累計額を控除した帳簿価額は4,434万円)及び24~25年度に整備した黒川駐車場整備等工事費6,699万円(減価償却累計額を控除した帳簿価額は4,968万円)である。また、その他有形固定資産7,499万円(減価償却累計額を控除した帳簿価額は5,742万円)は、収益施設整備に係る基盤整備工事費である。

固定負債の長期借入金1億2,770万円は、全額市から借り入れたものである。

27年度における会計別の貸借対照表は、次表のとおりである。

貸借対照表(会計別)

平成28年3月31日現在

(単位:千円)

科 目	実施事業等会計	環境整備会計	法人会計	合計
資産の部				
流動資産	342	54,098	44,628	99,069
現金預金	342	46,746	44,628	91,716
未収金	-	7,353	-	7,353
固定資産	101,776	50,410	3,000	155,186
基本財産	-	-	3,000	3,000
その他固定資産	101,776	50,410	-	152,186
構築物	69,554	66,995	-	136,549
構築物減価償却累計額	25,206	17,307	-	42,513
車両運搬具	-	1,499	-	1,499
車両運搬具減価償却累計額	-	1,499	-	1,499
什器備品	-	1,236	-	1,236
什器備品減価償却累計額	-	1,224	-	1,224
周辺設備	-	681	-	681
周辺設備減価償却累計額	-	46	-	46
その他有形固定資産	74,999	-	-	74,999
その他有形固定資産減価償却累計額	17,571	-	-	17,571
電話加入権	-	75	-	75
資産合計	102,118	104,509	47,628	254,255
負債の部				
流動負債	3,352	1,904	3,230	2,027
未払金	22	1,858	100	1,980
預り金	-	46	-	46
内部取引	3,330	-	3,330	-
固定負債	49,647	-	78,059	127,706
長期借入金	49,647	-	78,059	127,706
負債合計	52,999	1,904	74,829	129,733
正味財産の部				
正味財産	49,119	102,604	27,200	124,522
指定正味財産	-	-	3,000	3,000
(うち基本財産への充当額)			(3,000)	(3,000)
一般正味財産	49,119	102,604	30,200	121,522
負債及び正味財産合計	102,118	104,509	47,628	254,255

財団の決算書においては特定資産として表示されている。

(2) 正味財産増減計算書

正味財産増減計算書は、当該事業年度における正味財産のすべての増減内容を明らかにするために作成されるものである。

平成27年度における会計別の正味財産増減計算書は次表のとおりである。

正味財産増減計算書(会計別)

平成27年4月1日～28年3月31日

(単位:千円)

科 目	実施事業等会計	環境整備会計	法人会計	合計
一般正味財産増減の部				
経常増減の部				
経常収益	-	30,390	71	30,461
基本財産運用益	-	-	1	1
事業収益	-	26,347	-	26,347
市町受託収益	-	5,342	-	5,342
水資源機構受託収益	-	6,696	-	6,696
指定管理受託収益	-	6,518	-	6,518
利用料金収益	-	5,035	-	5,035
駐車場運営収益	-	1,806	-	1,806
その他事業収益	-	951	-	951
受取補助金等	-	4,029	-	4,029
雑収益	-	14	71	85
経常費用	8,456	28,079	1,168	37,703
事業費	8,456	27,982	-	36,438
人件費	-	14,816	-	14,816
減価償却費	5,718	6,745	-	12,463
その他事業費	2,738	6,421	-	9,159
管理費	-	96	1,168	1,265
当期経常増減額	8,456	2,311	1,097	7,242
当期一般正味財産増減額	8,456	2,311	1,097	7,242
一般正味財産期首残高	57,575	100,293	29,103	128,764
一般正味財産期末残高	49,119	102,604	30,200	121,522
指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	-	-	-	-
指定正味財産期首残高	-	-	3,000	3,000
指定正味財産期末残高	-	-	3,000	3,000
正味財産期末残高	49,119	102,604	27,200	124,522

実施事業等会計、環境整備会計及び法人会計の3会計の合計では、経常収益3,046万円、経常費用3,770万円で経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額724万円で、これに一般正味財産期首残高を加えた一般正味財産期末残高は1億2,152万円となり、これに当期末の指定正味財産期末残高300万円を加えた正味財産期末残高は1億2,452万円である。

27年度の正味財産増減の状況を会計別にみると、次のとおりである。

1) 実施事業等会計

ア 経常収益

経常収益はなかった。

イ 経常費用

経常費用は845万円である。全額が事業費で、内訳は、減価償却費571万円及びその他事業費273万円（修繕費、委託費等）である。

ウ 当期経常増減額

経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は 845万円である。

エ 一般正味財産期末残高

当期経常増減額に一般正味財産期首残高5,757万円を加えた一般正味財産期末残高は4,911万円である。

オ 正味財産期末残高

指定正味財産はなく、正味財産期末残高は4,911万円である。

2) 環境整備会計

ア 経常収益

経常収益は3,039万円である。内訳は事業収益2,634万円、受取補助金等402万円及び雑収益1万円である。事業収益の主なものは、水資源機構受託収益669万円、指定管理受託収益651万円、市町受託収益534万円、利用料金収益503万円及び駐車場運営収益180万円である。

イ 経常費用

経常費用は2,807万円である。内訳は、事業費2,798万円及び管理費9万円である。事業費の内訳は、人件費1,481万円(事務局長、嘱託職員及び臨時職員)、減価償却費674万円及びその他事業費642万円(委託費、租税公課等)である。

ウ 当期経常増減額

経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は231万円である。

エ 一般正味財産期末残高

当期経常増減額に一般正味財産期首残高1億29万円を加えた一般正味財産期末残高は1億260万円である。

オ 正味財産期末残高

指定正味財産はなく、正味財産期末残高は1億260万円である。

3) 法人会計

ア 経常収益

経常収益は7万円である。内訳は、雑収益（受取利息）7万円および基本財産運用益752円である。

イ 経常費用

経常費用は116万円である。全額が管理費で、主なものは、委託費58万円(税務顧問契約等)である。

ウ 当期経常増減額

経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は 109万円である。

エ 一般正味財産期末残高

当期経常増減額に一般正味財産期首残高 2,910万円を加えた一般正味財産期末残高は 3,020万円である。

オ 正味財産期末残高

一般正味財産期末残高に指定正味財産期末残高300万円を加えた正味財産期末残高は 2,720万円である。

過去3力年における正味財産増減計算書（総括表：実施事業等会計、環境整備会計及び法人会計の合計）の年度比較は、次表のとおりである。

正味財産増減計算書（総括・年度比較表）

（単位：千円・％）

科 目	25年度	26年度(B)	27年度(A)	増減(A)-(B)	増減率
一般正味財産増減の部					
経常増減の部					
経常収益	57,680	28,250	30,461	2,211	7.8
基本財産運用益	1	1	1	0	0.0
事業収益	22,724	23,430	26,347	2,917	12.4
市町受託収益	5,193	5,193	5,342	149	2.9
水資源機構受託収益	5,670	5,065	6,696	1,631	32.2
指定管理受託収益	5,800	6,448	6,518	70	1.1
利用料金収益	3,750	4,153	5,035	882	21.2
駐車場運営収益	1,782	1,941	1,806	135	7.0
その他事業収益	529	630	951	321	51.0
受取補助金等	34,954	3,825	4,029	204	5.3
雑収益	1	994	85	909	91.4
経常費用	31,063	34,324	37,703	3,379	9.8
事業費	29,597	32,987	36,438	3,451	10.5
人件費	14,310	13,757	14,816	1,059	7.7
減価償却費	9,632	12,423	12,463	40	0.3
その他事業費	5,655	6,807	9,159	2,352	34.6
管理費	1,467	1,337	1,265	72	5.4
当期経常増減額	26,616	6,075	7,242	1,167	19.2
当期一般正味財産増減額	26,616	6,075	7,242	1,167	19.2
一般正味財産期首残高	108,223	134,839	128,764	6,075	4.5
一般正味財産期末残高	134,839	128,764	121,522	7,242	5.6
指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	-	-	-	0	0.0
指定正味財産期首残高	3,000	3,000	3,000	0	0.0
指定正味財産期末残高	3,000	3,000	3,000	0	0.0
正味財産期末残高	137,839	131,764	124,522	7,242	5.5

6 市からの借入金について

建設省（現国土交通省）は、一庫ダムの有する資源を活用して野外レクリエーションの場を創出するとともに、水源地域の活性化等を目的として、平成2年度から一庫ダム湖活用環境整備事業（レイクリゾート事業）に着手したが、事業を進めるにあたって民間活力の導入が必要であるとして、当時の建設省及び水資源開発公団（現水資源機構）が地元自治体である1市2町に協力を求め、この要請を受けて1市2町では、収益施設を整備しその収益をもって周辺関連施設の維持管理経費等に充てていく計画のもと財団を設立している。

財団は当初、収益施設としてパターゴルフ場を計画し、整備工事としては、河川区域内の基盤整備工事を施工した後に、芝生広場等整備工事を施工しており、当該工事等に係る借入金の状況は、次のとおりである。

ア 収益施設整備事業資金

基盤整備工事

現知明湖キャンプ場の西側部分の約1.7haについて、まず、水資源開発公団が平成3～4年度に護岸造成等の基盤整備工事を施工し、工事費約1億5,000万円については、全額財団が負担し、国のNTT-A型資金約7,500万円を借り入れるとともに、1市2町からの借入金7,500万円（市からは5,700万円）で財団から水資源機構への整備負担金を充当した。これらの借入金について、NTT-A型資金については23年度までに、1市2町からの借入金7,500万円のうち市からの借入金5,700万円を除いた1,800万円は24年度に一般財団法人へ移行した際に猪名川町、豊能町へ返済した。

芝生広場等整備工事

基盤整備工事に引き続き、4～5年度に芝生広場等整備工事として、財団が芝生広場工事を施工している。工事費7,000万円は、1市2町からの借入金5,000万円（市からは3,800万円）及び市中銀行からの借入金2,000万円を充てている。これらの借入金について、1市2町からの借入金5,000万円のうち市からの借入金3,800万円を除いた1,200万円は24年度に一般財団法人へ移行した際に猪名川町、豊能町へ返済し、市中銀行からの借入金2,000万円については13年度までに返済した。

イ 財団運営資金

上記の収益施設整備事業に伴う借入金の返済については、当初の計画では収益施設からの利益をもって返済していく予定としていたが、収益確保が困難であるとしてオープンが延期されるなどで資金繰りがつかず、8年度から14年度の間借入金返済等の財団運営資金として、1市2町から合計4,303万円（市からは3,270万円）を借り入れている。市からの借入金3,270万円を除いた1,033万円は24年度に一般財団法人へ移行した際に猪名川町、豊能町へ返済した。

収益施設整備等の事業資金に係る借入金の状況は、次表のとおりである。

事業資金の借入状況

(単位:千円)

区 分	借入先	借入年度	借入総額	借入残額	内訳(H28.3.31現在)		
					水資源機構	川西市	猪名川町 豊能町
収益施設整備事業費			220,000	95,000	-	95,000	-
基盤施設整備(水資源機構施工)			150,000	57,000	-	57,000	-
	NTT-A型資金	国	H3～H4	75,000	-	-	-
	財団負担金	1市2町	H3～H4	75,000	-	57,000	-
芝生広場等施設整備(財団施工)			70,000	38,000	-	38,000	-
		1市2町	H4～H5	50,000	-	38,000	-
		金融機関	H5	20,000	-	-	-
財団運営資金			43,035	32,706	-	32,706	-
合 計			263,035	127,706	-	127,706	-

当年度末時点での財団の長期借入金1億2,770万円は全額市からによるものであり、借り入れ条件は10年据置30年償還(10年間据置後、残りの20年間で償還)である。借り入れ時期の早いものでは14年度から償還を開始することになっていたが、返済資金の調達ができず、収益施設整備事業資金である9,500万円については24年度からの20年償還に繰り延べする措置を受けているものの、27年度末現在その全部の返済ができておらず、返済の猶予についても市と正式な取り決めができていない。また、財団運営資金の3,270万円についても、償還開始時期を経過しているにもかかわらず償還を開始できておらず、返済の猶予についても市と正式な取り決めができていない。

7 指定管理受託の状況

ア 知明湖キャンプ場及び指定管理の経緯について

知明湖キャンプ場に隣接している芝生広場は、財団が平成3～5年度にかけて収益施設(パターゴルフ場)として整備を進めてきたものである。しかし、収益確保が困難であるとしてオープンが延期され、12年度に社会教育施設への転用を決定したうえで15年度から芝生広場の東側に隣接する知明湖キャンプ場との一体的な活用を図っており、同年度より市からキャンプ場施設の管理運営業務を受託している。

指定管理の受託の経緯は、17年11月1日から20年3月31日の期間と20年4月1日からの3年間を、それぞれ非公募により指定され、23年4月1日から3年間を公募で指定、26年4月1日から5年間を非公募により指定されており、監査時点においては財団が指定管理者となって11年を経過している。

なお、市が、現指定期間(26年4月から5年間)の指定管理者を非公募で募集した理由として、「財団は、知明湖、一庫ダム周辺、国崎地区に係る施設の総合的な管理運営や環境保全を業務としており、キャンプ場は、財団が管理運営を行っている国崎せせらぎ地区と隣接しており、今後とも一体管理を実施することが、より効果的・効率的な管理ができる。また、財団が、キャンプ場周辺の事情に詳しい地元の人材を雇用していることや、隣接している国崎せせらぎ地区や黒川ダリヤ園との相乗効果が期待できる。」ということで財団を選定している。

指定管理の経緯

指定期間	方式	指定管理者
平成17年11月1日から 平成20年3月31日まで	非公募	財団法人 一庫ダムレイクリゾートセンター
平成20年4月1日から 平成23年3月31日まで	非公募	財団法人 一庫ダムレイクリゾートセンター
平成23年4月1日から 平成26年3月31日まで	公募	財団法人 一庫ダムレイクリゾートセンター 平成24年4月1日より一般財団法人一庫ダム湖周辺環境整備センター に移行
平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで	非公募	一般財団法人 一庫ダム湖周辺環境整備センター

イ 指定管理料について

指定管理料の算定は、「川西市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づく川西市知明湖キャンプ場管理要項」において、「施設及び設備の維持管理経費（光熱水費、施設等の保守管理費等）、施設の維持管理に係る人件費、事務費等」となっている。

市は、指定管理料について、基本協定書に基づき財団から提出された事業計画書及び前年度の事業報告書の内容を精査し、指定管理者と協議したうえで指定管理料を算出することとしている。

平成27年度の指定管理料収入の状況及び過去3カ年の比較は、次表のとおりであり、27年度は651万円で、対前年度7万円（1.1%）増加している。

指定管理料収入の推移

(単位:千円・%)

施設名	25年度	26年度 (B)	27年度 (A)	増減額 (A)-(B)	増減率
知明湖キャンプ場	5,800	6,448	6,518	70	1.1

ウ 利用料金制について

利用料金制は、指定管理者制度においても、公の施設の使用料について指定管理者の収入とすることができる制度であり、採用のメリットとして、指定管理者の経営努力の発揮や、市の会計事務の効率化が期待できるものである。

知明湖キャンプ場における利用料金（施設・貸出寝具）は、川西市知明湖キャンプ場の設置及び管理に関する条例により、指定管理者にその収入として收受させることができると定められており、平成23年度から3年間の指定管理者募集要領において、申請者に利用料金制の採否を選択させており、財団が利用料金制を選択したことにより同年度から利用料金制が採用されている。

指定管理者が利用料金を定めるにあたっては、同条例により市長の承認を得ることが必要であり、23年度に承認されている。

知明湖キャンプ場利用料金は次表のとおりであり、料金は、川西市民等（川西市・伊丹市・宝塚市・三田市・猪名川町・豊能町民）とそれ以外の者で区分されている。

知明湖キャンプ場利用料金

施設利用	テント	利用曜日	利用者区分	高校生以上	中学生以下
日帰り	キャンプ場、 テント自由使用	全日	川西市・伊丹市・宝塚市・三田市民 猪名川町・豊能町民	300円	150円
			上記以外の者	600円	300円
宿泊	個人テント持込	全日	川西市・伊丹市・宝塚市・三田市民 猪名川町・豊能町民	300円	150円
		日～木	上記以外の者	600円	300円
		金・土		900円	450円
	キャンプ場 テント使用	全日	川西市・伊丹市・宝塚市・三田市民 猪名川町・豊能町民	600円	300円
		日～木	上記以外の者	1,200円	600円
		金・土		1,800円	900円
寝具	キャンプ場 所有毛布	全日	川西市・伊丹市・宝塚市・三田市民 猪名川町・豊能町民	200円	200円
			上記以外の者		

エ 指定管理施設の利用状況及び事業活動収支について

知明湖キャンプ場の利用者数及び利用料金の推移は次表のとおりである。

知明湖キャンプ場 利用者数の推移

(単位:人・%)

区分	25年度	26年度 (B)	27年度 (A)	増減額 (A)-(B)	増減率
日帰り	8,724	10,377	11,296	919	8.9
宿泊	3,264	3,507	4,564	1,057	30.1
合計	11,988	13,884	15,860	1,976	14.2

知明湖キャンプ場 利用料金の推移

(単位:円・%)

区分	25年度	26年度 (B)	27年度 (A)	増減額 (A)-(B)	増減率
日帰り	2,279,400	2,655,100	3,176,250	521,150	19.6
宿泊	1,449,450	1,477,700	1,837,050	359,350	24.3
寝具使用料	21,200	20,600	21,400	800	3.9
合計	3,750,050	4,153,400	5,034,700	881,300	21.2

平成27年度における利用者数は15,860人で、対前年度1,976人(14.2%)増加し、利用料金は503万円で、88万円(21.2%)増加している。

利用料金の推移をみると、収入は年々増加しているが、その主な要因として、立地条件や、水洗トイレ等の設備面、各種イベントなどが集客力に繋がっていると考えられる。

知明湖キャンプ場の事業活動収支の年度別推移は、次表のとおりである。

指定管理に係る経費の収支決算

収入の部		(単位:円・%)			
科目	25年度	26年度 (B)	27年度 (A)	増減額 (A)-(B)	増減率
指定管理料	5,800,000	6,448,000	6,518,000	70,000	1.1
利用料金収入	3,750,050	4,153,400	5,034,700	881,300	21.2
その他収入	528,627	629,785	950,656	320,871	50.9
収入合計	10,078,677	11,231,185	12,503,356	1,272,171	11.3
支出の部					
科目	25年度	26年度 (B)	27年度 (A)	増減額 (A)-(B)	増減率
仕入高	338,686	339,882	498,751	158,869	46.7
給料手当	1,645,053	1,645,053	1,621,961	23,092	1.4
臨時雇賃金	2,562,233	2,670,250	3,225,800	555,550	20.8
法定福利費	546,667	573,837	619,784	45,947	8.0
通信運搬費	56,422	63,352	169,483	106,131	167.5
消耗品費	89,333	166,047	170,468	4,421	2.7
修繕料	238,938	64,686	246,492	181,806	281.1
印刷製本費	184,000	264,960	73,080	191,880	72.4
燃料費	45,709	25,432	54,724	29,292	115.2
光熱水費	700,047	718,841	786,799	67,958	9.5
保険料	119,150	122,540	136,170	13,630	11.1
租税公課	14,025	485,856	529,900	44,044	9.1
負担金	0	11,000	29,400	18,400	167.3
管理委託費	126,000	126,000	129,600	3,600	2.9
業務委託費	1,905,395	2,058,238	2,216,710	158,472	7.7
雑支出	320,599	264,131	163,408	100,723	38.1
支出合計	8,892,257	9,600,105	10,672,530	1,072,425	11.2
収支差引	1,186,420	1,631,080	1,830,826	199,746	12.2

平成 27 年度における収入合計は 1,250 万円で、対前年度 127 万円 (11.3%) 増加している。

科目別にみると、指定管理料収入は 651 万円で、対前年度 7 万円 (1.1%)、利用料金収入は 503 万円で、88 万円 (21.2%)、その他収入は 95 万円で、32 万円 (50.9%) それぞれ増加している。

支出合計は 1,067 万円で、前年度に比べ 107 万円 (11.2%) 増加している。

支出の主なものは、臨時雇賃金 (3 人) 322 万円で、対前年度 55 万円 (20.8%) 増、業務委託費 (草刈、夜間管理等) 221 万円で、15 万円 (7.7%) 増、給料手当 (嘱

託職員 1 人) 162 万円で、2 万円 (1.4%) 減となっている。

収支差引額 183 万円は、利用料金の収入増ということで財団の収益としており、28 年度から長期借入金の返済に充てる計画となっている。

8 指摘事項及び意見

財団

(出資関係)

(1) 預金について

平成 27 年度末時点における貸借対照表上の現金預金 9,171 万円 (内訳: 普通預金 2,171 万円、定期預金 7,000 万円) に関して、

現金預金 9,171 万円の会計毎の内訳について、実施事業等会計 34 万円、環境整備会計 4,674 万円及び法人会計 4,462 万円としている。これは 24 年度に財団が一般財団法人へ移行した際に各会計に振り分けた額について、それ以降の会計年度の処理で積み上げた結果の額であるが、当時の振り分け基準が明確でないので、根拠資料を精査し、今後の資料とされたい。

普通預金の管理に関し 2 つの通帳を使用しているが、通帳を分けている基準が明確でない。これは財団が一般財団法人へ移行した際に会計区分が 2 会計から 3 会計へ変更となった際に、未対応であったことから生じたものであるため、内容を精査した上で適正な管理に努められたい。

定期預金 7,000 万円について、27 年度は特定の金融機関への預け入れを期間半年で更新しているが、条件について複数の金融機関と見積もり合わせをするなど、競争性を発揮させ、より有利な条件を検討するとともに、ペイオフ対策として複数の金融機関へ分散して預け入れるなど、リスクへの対応についても検討されたい。また、27 年度末現在、市からの借入金 1 億 2,770 万円について、償還開始の時期を迎えているにもかかわらず償還を開始できていないため、今後の財団の資金計画を十分に検討し、余剰資金があれば借入金の一部返済へ充てられたい。

(2) 長期借入金について

平成 27 年度末時点での財団の長期借入金 1 億 2,770 万円の会計毎の内訳について、実施事業等会計 4,964 万円及び法人会計 7,805 万円としているが、これについても現金預金と同様、財団が一般財団法人へ移行した際に振り分けた当時の振り分け基準が明確でないため、根拠資料を精査し、今後の資料とされたい。

(3) 関連規程の整備について

一般財団法人へ移行後における財団の管理規程として、定款、就業規則、個人情報保護規程、情報公開規程、役員等の報酬及び費用に関する規程、給与及び旅費等に関する規程、事務処理規程、嘱託職員及び臨時職員就業規程を定めているが、定款または事務処理規程等に事務局に関する規定を設けていない、会計規程や備品台帳がない、事務処理規程の別表における専決区分が整理されていないなど、一般財団法人へ移行後における各規程等の整備が不十分であるため、早急に

対応を図られたい。

(4) 公益目的支出計画の実施状況について

財団の平成 27 年度末時点の公益目的財産残額は、49,351,561 円となっている。財団は、正味財産増減計算書の費目内容を十分に精査し、公益目的財産額を減少させ、公益目的支出計画で予定されている 34 年度末までに零と出来るように公益目的支出計画の実施に取り組まれたい。

なお、当初24年度の公益目的支出の額は6,259,433円と兵庫県へ報告していたが、26年度に、24年度の実施事業等会計の事業費のうち公益目的支出の額として計上した仕入高251,591円については、兵庫県から公益目的支出の額として認められず、この額を除いた6,007,842円を公益目的支出の額と訂正している。

(5) 議事録等の保管状況について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）において、一般財団法人は、評議員会・理事会に係る議事録等を作成し、主たる事務所に 10 年間保存する旨定められている（法人法第 193 条、197 条、97 条参照）。財団は一般財団法人へ移行後の当該議事録等は保存しているものの、移行時における旧公益法人当時の当該議事録等の保存がなされていなかった。

財団は今後の当該議事録等の作成及び保存に留意するとともに、特に一般財団法人への移行時における会計処理に係る議事録等の記録が残っていないものについて、現時点で精査して整理した点については記録を残し、今後の資料とされたい。

(6) その他

賞与の支給について

各嘱託職員及び臨時職員の雇用に係る誓約書において、賞与は別に定める規程により支給する旨の記載があるが、就業規程等にこれが（市に準ずる等）定められていなかった為、当該規程等の整備を図られたい。

決算書の誤記載について

平成 27 年度決算書において、事業に関する事項におけるイベントの参加人数及び事業報告付属明細書における駐車場利用状況の年度に誤りがあったため、留意されたい。

外部記憶媒体（USBメモリ）の購入について

平成 27 年度の環境整備会計及び法人会計においてUSBメモリを購入している。指定管理の基本協定書において、市個人情報保護条例等の規定に準拠し、個人情報の漏洩等の事故防止に必要な措置を講じることとされているため、外部記憶媒体の取扱いについては十分に留意されたい。

(指定管理者関係)

(1) 市へ提出する書類等について

平成 27 年度の指定管理関係書類を確認したところ、市に提出する書類において、下記のとおり記載誤りや書類間の整合が図れていない事例が見受けられた。指定管理料の算定・確定のための重要な書類であることから、適正な事務手続きに留意されたい。

事業報告書に添付の収支決算書において、利用料金収入額が 5,034,200 円と記載されていたが、正しくは 5,034,700 円である。

年度協定書に添付の「指定管理料見積書」に、記載の必要がない自主事業費が記載されていた。

「指定管理料見積書」の内訳欄の金額について、臨時職員の賃金が 6,200 円と記載されていたが、正しくは 6,300 円である。

「指定管理料見積書」及び「事業報告書に添付の収支決算書」について、書類間の科目名が整合されていなかった。

(2) 指定管理の経理事務について

指定管理者募集要項では、「指定管理者は、管理運営にかかる経理事務を行うにあたり、自身の団体と分離した会計帳簿書類、経理規定及び管理口座を設け(以下省略)」となっているが、他の会計と一括した口座や帳簿となっていたため、早急に適正な事務手続きを行われたい。

(3) 市知明湖キャンプ場管理要項について

「川西市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づく川西市知明湖キャンプ場管理要項」において、危機管理体制を構築し対応マニュアルを作成して、災害時の対応について随時訓練を行うことと定めているが、マニュアル作成及び訓練は行われていなかった。来場者の安全確保は重要であるため、早急に対応マニュアルの作成及び訓練を行い要領との整合性を図られたい。

(4) 貸出寝具利用料金について

利用料金については、市知明湖キャンプ場の設置及び管理に関する条例第 10 条第 2 項において、「利用料金の額は、(中略)あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。」と規定があり、財団は平成 23 年度に市長の承認を受けている。しかし、貸出寝具利用料金は 600 円で承認を受けているものの、現状では 200 円を徴収しているため、承認内容との整合を図るよう適正な事務手続きを行われたい。

市所管部局 公園緑地課

(1) 一庫ダム湖活用環境整備事業に係る国崎地区等の施設管理について

建設省（現国土交通省）が一庫ダム湖活用環境整備事業（レイクリゾート事業）により、国崎せせらぎ・龍化・出合の各地区に整備した施設の維持管理については、「一庫ダム湖活用環境整備事業に係る国崎地区の施設の管理に関する覚書〔建設省、水資源開発公団（現水資源機構）及び市（1市2町代表）の三者で平成8年4月1日締結）のほか、同様の内容で龍化地区（10年3月31日締結）、出合地区（11年4月1日締結）の合計3つの覚書が締結されており、覚書による1市2町の維持管理業務の範囲としては、施設の清掃、草刈り、簡易な障害物の処分その他これらに類する業務となっている。財団は当該施設の管理者である1市2町から当該維持管理業務を受託している。

当該覚書は施設完成後に1市2町でその維持管理に関する協定書を締結するまでの暫定的な位置づけとなっているが、当年度末現在でも未締結となっている。

財団は、3年度の設立当初においては、収益施設としてパターゴルフ場を建設し、そこからの収益をもって当該施設の維持管理経費等を生み出す計画としていたが、経済・社会情勢の変化等により収益施設としての計画は中止されたこともあり、協定の締結は先送りされたものである。

このように、財団をとりまく経営環境は設立時から大きく変わっていることを勘案しつつ、暫定的な位置付けである当該覚書の内容に関して、国土交通省及び水資源機構と協議を図りたい。

また、1市2町における財団の運営、経費等の負担割合は、設立当初の三者協定により、市76%、猪名川町・豊能町各12%（設立当時の1市2町の人口比率）であり、その後、18年4月1日付で協定内容を見直し、市74%、猪名川町14%及び豊能町12%に変更しており、当年度の1市2町から財団への当該施設の維持管理業務の委託料の負担割合はこの比率に基づいて計算されている。

当該比率は18年度の協定書の見直し後変更されていないが、近年、各自治体の人口構成も変動していることから、基準を決めて定期的に当該比率を見直すなど、負担割合の透明化・公平化を図りたい。

(2) 平成27年度市一般会計歳入歳出決算書（財産に関する調書）について

平成27年度市一般会計歳入歳出決算書（以下、「市決算書」という。）の財産に関する調書において、出資による権利として、財団への出捐金6,840万円が計上されている。当該出捐額は財団設立当時の市の出捐額であり、これ以外に猪名川町、豊能町及び財団法人水資源協会からの出捐額を合わせた合計1億円が設立時の財団の基本財産であった。

24年度の一般財団法人への移行時に当該基本財産を取り崩して300万円とし、残額を一般正味財産としているが、設立当時の出捐者と、出捐額及び持分割合などが正式に協議できておらず、権利内容が不明確となっている。また、出捐金の扱いについては、出捐した地方公共団体には、出捐したことにより得られる具体的な権利はないという考え方もあることから、出捐金を市の権利としている根拠を明確にする必要がある。

前述のとおり財団の基本財産は300万円としているが、市決算書上では財団に

対して保有する出資による権利の額は6,840万円としていることから、財団に対する出捐額の権利について整理し、出資による権利の額として適正な額を市決算書に計上されたい。

設立時の財団の基本財産の1億円に係る出捐状況は、次のとおりである。

出捐状況表

(単位:千円・%)

出捐者	出捐金額	出捐比率
川 西 市	68,400	68.4
猪 名 川 町	10,800	10.8
豊 能 町	10,800	10.8
財 団 法 人 水 資 源 協 会	10,000	10.0
合 計	100,000	100.0

(3) 財団の長期借入金について

財団は、市から無利息で借り入れている長期借入金1億2,770万円について、平成28年度から年額200万円を基準に償還を開始する計画を立てているが、当該計画では返済予定期間が長期に渡ることになる。また、上述の通り、27年度末現在、当該借入金について償還開始の時期を迎えているにもかかわらず財団は償還を開始できておらず、返済条件の見直しについての協議もなされていないため、早急に財団と協議をし、返済条件について整理されたい。

なお、返済条件の見直しにあたっては、返済予定期間や毎年の償還金額についてのみならず、現在無利息での貸し付けとなっていることについても検討し、公平性かつ妥当性が担保されたものとなるように留意されたい。

《 市所管部局 文化・観光・スポーツ課 》

(1) 指定管理者の選定について

7 指定管理受託の状況 アに記載の理由により、現指定期間の指定管理者について、非公募で財団が選定されていた。

指定管理者選定にあたっては、公平性及び透明性を確保することが重要であるため、市民や他の競合事業者等への説明責任を果たすためにも、非公募としなければならない理由や選定の有り方を再度検証する必要がある。

(2) 知明湖キャンプ場の利用料金について

知明湖キャンプ場の利用料金について、川西市民等は市外の者より低い料金設定となっている。しかし、川西市民等が申請した場合は、同伴の市外の者もすべて川西市民等の料金が適用されている。

同伴者の利用料金の取扱いについて明確な規定がないことから、規定の整備を行われたい。

(3) 財団から提出された指定管理料関係書類について

財団から提出された平成 27 年度の指定管理料関係書類を確認したところ、指定管理料見積書において、記載の必要がない自主事業費が計上されていたほか、事業報告書に添付されている収支決算書の利用料金収入額に誤りがあった。これらの書類は、指定管理料の算定や支払いの根拠となる重要な書類であり、所管部局として提出書類が適正かどうか確認したうえで指定管理料を確定するべきであるため、確認の徹底を図られたい。

(4) 指定管理の経理事務について

指定管理者募集要項では、「指定管理者は、管理運営にかかる経理事務を行うにあたり、自身の団体と分離した会計帳簿書類、経理規定及び管理口座を設け（以下省略）」となっているが、他の会計と一括した口座や帳簿となっていたため、財団に対し、適正な事務手続きを行うよう指導されたい。

(5) その他

指定管理に係る資料を確認したところ、下記の事例が見受けられたため、適正な事務手続きに留意されたい。

「川西市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づく川西市知明湖キャンプ場管理要項」において、危機管理体制を構築し対応マニュアルを作成して、災害時の対応について随時訓練を行うことと規定があるものの、マニュアル作成や訓練は行われていなかった。来場者の安全確保は重要であるため、マニュアル作成等を行い要綱との整合性を図るよう財団に指導されたい。

業務報告書の提出期限について、基本協定書では、当該月終了後 5 日以内に提出するように規定しているが、「川西市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づく川西市知明湖キャンプ場管理要項」では、前月の報告を当月 10 日までに提出することと規定しており、提出期限が整合していないため、整合するよう改められたい。

財団から提出された、平成 27 年度年次事業計画書の提出期日を見ると、平成 27 年 6 月 12 日付で提出されており、計画年度が始まり 2 カ月以上経過しているため、前年度中に提出するよう指導されたい。

自主事業の承諾状況について、基本協定書に、財団は自主事業を実施する場合は、市に対して業務計画書を提出し、事前に市の承諾を受けなくてはならないと規定しているが、口頭での承諾となっていたため、書面に残すよう改められたい。

9 まとめ

財団は、平成 3 年度の設立時には収益施設を整備し、そこからの収益をもって一庫ダム湖周辺環境整備事業（リゾート事業）において整備された施設の維持管理経費を生み出す計画としていたが、経済・社会情勢の変化等により当初の計画の中止を余儀なくされた。

24 年度に一般財団法人へ移行し、公益目的支出計画を実施している現在の財団の主

な事業は、このような設立当初の計画とは異なり、当該施設の維持管理等受託事業、知明湖キャンプ場の指定管理受託事業及び駐車場運営事業などで、近年はキャンプ場を活用した自主事業なども行っており、新たな財源の確保に取り組んでいるが、14年度までに市から無利息で借り入れた1億2,770万円の借入金の全額について償還できていない。当該借入金のうち収益施設整備事業費として3~4年度に借り入れた9,500万円については、市から償還の猶予を受けているものの、猶予された期限である24年度末においても償還の開始ができておらず、市とのその後の返済に係る協議もなされていないのが実情である。また、財団運営資金として借り入れた3,270万円についても、償還開始時期を迎えているものの、同様に返済に係る協議がなされていない。

市は財団に無利息で貸付けているが、公平性及び透明性の観点からも無利息としていたことの妥当性の検証を行う必要があるとともに、財団が保有している定期預金7,000万円の用途を含めた当該貸付（借入）金の返済条件について、市と財団は早急に協議を行い整理されたい。